

監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和6年4月26日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 兎本 尚之

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により、下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

- 1 監査執行年月日 令和6年3月28日（木） 午前11時00分から
- 2 監査対象部局及び監査対象
 - 健康福祉部 社会福祉課
 - （1）障害者地域生活支援事業費について（委託料及び助成費の積算根拠など）
 - （2）第3次木津川市障害者基本計画の成果と課題について
 - 健康福祉部 暮らしサポート課
 - （1）生活保護扶助費の支給状況について
 - （2）生活保護扶助に係る返還金債権の状況について
 - （3）暮らしサポート課所管事務のスマート化について
 - 健康福祉部 高齢介護課
 - （1）シルバー人材センター事業補助金について
 - （2）山城老人福祉センターの運営事業費について
 - （3）敬老会代替事業の状況について
 - 健康福祉部 健康推進課
 - （1）第2次すこやか木津川21プランについて
 - （2）病児・病後児保育事業について
 - （3）子育て世代包括支援センターの運営状況について
 - （4）産後ケア事業の取組状況について

3 監査方法

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内においておおむね適正であると認められた。

なお、一部の事務について、次に示すように指摘を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に留意されるよう意見を述べる。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、記述を省略した。

※ 令和6年4月1日付けで組織機構が改正された。健康福祉部の定期監査については、令和5年3月31日までの組織機構で監査を実施した監査結果である。

(別 紙)

【社会福祉課】

障害者地域生活支援を含む各種支援事業について、近隣の自治体の状況を確認するとともに、時代に見合った支援事業となるよう、事業を見直していただきたい。

社会福祉協議会への補助金において、退職積立金が含まれているが、補助が適正かどうか検討いただきたい。

【くらしサポート課】

生活保護扶助に係る返還金債権については、一部の債権者に折衝することができないまま、消滅時効に近づいている事案がある。引き続き、督促や財産調査などを行い、徴収につながるよう努力をされたい。また、経過を記録するとともに、債権管理状況についても、法令に基づいて、調定期間などを含めて適切に対処されたい。

【高齢介護課】

シルバー人材センターについては、自主財源により経営の安定が図れるよう課題を整理するとともに、補助金の交付を前提とした事業運営にならないよう適正に指導されたい。

【健康推進課】

病児・病後児保育事業を含む健康推進課が所管する事業については、引き続き事業を継続する場合は、費用対効果などを十分検証して、事業を進めていただきたい。

産後ケア事業について、自己負担額が適正な金額かどうかについて、定期的に検証されたい。

以 上。